# 平成26年4月

南大隅町農業委員会 定例総会 議事録

平成26年4月25日(金曜日)

#### 平成26年4月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 平成26年4月25日(金曜日) 午後3時30分~午後4時40分
- 2 開催場所 南大隅町本庁会議室
- 3 (1) 出席委員(15人)

| 会 長 | 6番  | 橋 | 口 | 初          | 男 |
|-----|-----|---|---|------------|---|
| 委員  | 1番  | 堂 | 地 | 初          | 男 |
| "   | 3番  | 武 | 田 | <b>柴</b> 一 | 郎 |
| "   | 5番  | 鞍 | 掛 | 牧          | 生 |
| "   | 7番  | 竹 | 之 | 内勝         | 男 |
| "   | 9番  | 徳 | 留 | 徳          | 次 |
| "   | 10番 | 神 | 園 | 英          | 市 |
| "   | 11番 | 瀬 | 崎 | 寅          | 蔵 |
| "   | 12番 | 打 | 越 | 淳          | _ |
| "   | 13番 | 半 | 田 | 太          | 志 |
| "   | 14番 | 溝 | 田 | 耕          | _ |
| "   | 15番 | 抬 | 永 | _          | 雪 |
| "   | 16番 | 溝 | 端 | 正          | 次 |
| "   | 17番 | 富 | 田 | 良          | 成 |
| 11  | 18番 | 田 | 中 | 秀          | 実 |

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長尾辻正美事務局次長下園ひとみ事務局主幹川田原司支所産業グループ長川田原孝二

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 110号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 111号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 112号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 113号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画の決定について

#### 6 会議の概要

議 長: ただいまから、平成26年4月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。 本日の定例会の出席委員は15名です。19番、粢田委員が欠席の届けがありました。 よって、16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。 次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名

次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長: それでは、7番の竹之内委員と9番の徳留委員の両名を指名します。本日の会議書記 には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。

議長: 次に、日程第2の議案の上程に入ります。

議案第110号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは2ページです。議案第110号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第110号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長: ここで担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番: 7番、竹之内です。

議長: 7番、竹之内委員。

7 番: 4月19日の午前8時より現地調査をいたしました。申請地は、地図を見ていただけると、旧滑川中学校の校庭の南側から下の方に降りる町道がございます。150m位行った所に細長い水田がございます。その一番手前の一画でございまして、ここは、昭和52年に○○○さんから10a当り○○万円で購入し、所有権移転の関係で今日に至っております。周囲も殆ど水田で、猪等がでる関係で電気柵がしてありますが、昨年あたりから普通水稲を植えているということで、牛を飼っていらっしゃいますので水稲の後作として飼料栽培もされております。色々、条件を勘案いたしましても、第3条の規定に沿ったものと判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長: それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長: よろしいですか。それでは採決いたします。議案第110号受付番号1番について、 原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長: はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第110号受付番号1番は原 案のとおり決定いたしました。

議 長: 次に受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは6ページです。

(議案第110号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長: ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7番: 7番、竹之内です。

議長: 7番、竹之内委員。

7 番: 先程、説明をいたしましたが、譲受人は同じ方でございまして、4月19日に現地調査をいたしましたが、場所については先程の所とあまり変わりません。30m程横になりますが、昭和19年に遺産相続をされたのですが、所有権移転の関係で今日に至っております。昭和19年以降、申請者が耕作しているものでございまして、周囲の状況、耕作者の経営内容、全てを見ても問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議 長: ありがとうございました。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長: よろしいですか。それでは採決いたします。議案第110号受付番号2番について、 原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長: はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第110号受付番号2番は原 案のとおり決定いたしました。

議 長: それでは、次に議案第111号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議 題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、8ページの議案第111号の議案書をご覧ください。 議案第111号については2件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第111号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくお願いします。

議長: ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14番: 14番、溝田です。

議長: 14番、溝田委員。

14番: 4月21日に事務局長、職員、会長と立ち合いをいたしました。地図の下に道路が通っておりまして、花ノ木から城内に抜ける町道が通っておりまして、その下の方になります。ここは、3月に農業委員全員で現地調査をしたところです。現地は山林になっております。東側と西側も山林です。ここは3筆ありますが、南北の縦長の傾斜地でしたが、開墾されて東西の5段になっております。一番下が畑として利用されております。本人が太陽光発電施設を計画されております。北側が道路に面した縁の方になりますので、農振除外として隣接農地にも影響を及ぼすおそれがないと考えます。審議をよろしくお願いします。

議 長: ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これについて、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長: よろしいですか。それでは採決いたします。議案第111号受付番号1番について、 原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長: 全員賛成ですので、議案第111号受付番号1番は原案のとおり承認し町長に意見を 送付します。 議 長: それでは、次に、議案第111号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、18ページの議案第111号受付番号2番について、説明いたします。

(議案第111号受付番号2番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくお願いします。

議長: ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

18番: 18番、田中です。

議長: 18番、田中委員。

18番: 4月21日に事務局3名と会長、私、粢田委員、経済課の担当者、それと土地の所有者並びに○○○○○○○○○○回担当者と、大勢で調査をいたしました。

現地が、22 ページの地図を参照いただければ、地図の左側に白く見えるところがサタデイランドでございます。この畑が並んでいるところが三本松の茶畑のあたりでございます。申請地が三本松の一番奥側にあります。土地の所有者が〇〇さんになっておりますが、この土地は瀬戸山集落の共有地でございます。登記の都合上、個人名義になっているということでございますが、申請地そのものは瀬戸山自治会の集落所有ということでございました。現地は採草地として利用されておりますが、もともと台帳地目が原野とありますが、そのとおりで、集落で萱を切ったりしていたらしいです。特に目的があって求めた土地ではないということでした。集落の収入源として採草地として貸していたということでございました。今回、太陽光の話があり、集落の収入を考えると、集落としてもそちらにもっていきたいということでした。現地調査の結果、三本松の団地とも離れておりますし、周囲が雑木林化しているために、当該地については除外をしても何も他の農地に影響を与えないのではないかと判断をいたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長: ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これについて、ご意見はありませんか。

5 番: 5番、鞍掛です。

議長: 5番、鞍掛委員。

 会には関係ないから、何をしても良いとなった場合に困りますので、ここはソーラーを 作るから農振を外したのですよと、それをチェックする機能というのはないのですか。

事務局: 今の件に関しまして、農地法の4条、5条の許可の場合は、3ヶ月に1回、現状がどうなっているか報告を県にするようになっておりまして、この農振除外につきましても経済課にそういうチェック機能があるのか確認をいたしました。経済課の方もソーラーをされなければ、農振地にまた戻すということを聞いております。

17番: 17番、富田です。

議長: 17番、富田委員。

17番: ○○さんの方は、何時からソーラーを設置するというのが書いてありません。佐多の ○○の方は平成 26 年 10 月から 20 年間と書いてありますが、○○さんの方は、それが ありません。ちょっと、そこを最初に思ったのですが、今後、こういうのが出てきた時、 そのあたりを確認しておかないと、鞍掛委員が言われたように、変な風になるのではな いかと思います。

議長: よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第111号受付番号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長: 全員賛成ですので、議案第111号受付番号2番は原案のとおり承認し町長に意見を 送付します。

議長: 次に、議案第112号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、25ページの議案第112号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

(議案第112号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議長: ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告をもとめます。

18番: 18番、田中です。

議長: 18番、田中委員。

議 長: これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙 手を願います。

5 番: 5番、鞍掛です。

議 長: 5番、鞍掛委員。

5 番: 田中委員に聞きたいのですが、31ページの図ですが肝属南部土地改良区道路 321 ㎡とありますが、これは土地改良区の道路ということですか。

18番: 18番、田中です。

議長: 18番、田中委員。

18番: 22ページの位置図をご覧いただきたいと思いますが、申請地の北側にある道路です。

事務局: 事務局より、今の22ページの申請地で縦に見たところの左側の上の方が、三本松の 沈砂池になっています。その沈砂池からの排水路が下の方までありまして、それの管理 道路ということで、以前、瀬戸山自治会の方が分筆されまして、今、この道路になって いる部分です。それで、土地改良の時に分筆されて水路が一部下までおりてますので、 それの管理道路という形で分筆されているようです。

議 長: 申請地は丘の上にあるような感じで、下の方は山です。地図でも持っていかないと、 現地に行ってもここに土地があるとは解らないような、周りが雑木山になっていますか ら、なかなか気づかない場所です。今、言われた管理道路から5m位、スロープで上が っていくのですが、入口も解りにくい所です。

5 番: 5番、鞍掛です。

議 長: 5番、鞍掛委員。

5 番: すみませんが、ソーラーの掃除とか、管理、保守とか、詳しい方がいたら教えてほし いのですが。

18番: 18番、田中です。

議長: 18番、田中委員。

18番: 前、加世田の研修に行った時に聞いたら、動噴で掃除をしたらバカみたいだったと、 そのまま自然に雨で洗わせた方が効率があがると、大隅半島の場合、桜島の灰がすごい から、そのあたりを業者に質問をするのですが、雨が降れば効率はおちないということ でしたので、吹き掃除などはしなくていいのではないかと思います。一般の家庭の屋根 のソーラーも掃除はしないので、そのままなのではと思います。

議 長: 皆さん、機会があったらまた、勉強をしていてください。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第112号受付番号1番について、 原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長: 全員賛成ですので、議案第112号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知 事に意見を送付いたします。

議長: 次に、議案第113号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局: それでは、32ページの議案第113号の議案書をご覧下さい。町長より農用地利用 集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第113号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願いします。

議 長: これより、質疑に入りますが、議席番号12番、打越委員が受付番号8番に議題提出 がございます。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条議事参与の制限により席 を外していただきます。

(議席番号12番 打越委員退席)

議長: それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

18番: 18番、田中です。

議長: 18番、田中委員。

18番: 私の知識不足なのか、6番、7番の〇〇〇〇〇〇さん、初めて聞く会社ですが、何をされている会社か、詳しい方がいらっしゃいましたら、教えていただきたいのですが。

5 番: 5番、鞍掛です。

議 長: 5番、鞍掛委員。

5 番: 私で良かったらお答えします。タケノコをされる会社で、横別府あたりの荒れた竹林 を借りて、整備して、伐採して残った竹は大根占の大根やぐらとか、あちらにまわし ている会社です。

議長: よろしいですか。それでは採決いたします。議案第113号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長: 全員賛成ですので、議案第113号は原案のとおり決定いたしました。

(議席番号12番 打越委員入席)

議 長: 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。 次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局: ①あっせん申し出について

- ②平成26年度農作業標準料金表について
- ③行事予定について

議 長: よろしいですか。以上をもちまして、平成26年4月南大隅町農業委員会定例総会を 閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員